

情報セキュリティに関する法制度

情報社会とセキュリティ
2024年度前期
佐賀大学工学部 只木進一

- ① 情報社会と法制度
- ② 情報技術に特化した法律
- ③ 著作権に関する法律

情報技術に関する法制度の難しさ

有体物	無体物
<ul style="list-style-type: none">・占有が前提となっている・占有を移転することが可能・共有が困難な場合が多い	<ul style="list-style-type: none">・占有という概念が曖昧・移転という概念が曖昧・共有は容易
取り戻すことが可能	移転したら取り戻せない

刑法: 有体物を前提

- 情報技術の特殊性から、占有、移転という概念整理が困難
- 所有などに関係する法は、有体物を前提としている
 - 財産権
 - 著作権
 - 窃盗
- 無体物である情報の取扱は難しい
- 無体物である電力は、例外的に窃盗の対象となっている。

例: 窃盗罪

刑法 第36章 窃盗及び強盗の罪

第235条 (窃盗) 個人の財物を窃取した者は、窃盗の罪として、10年以下の懲役に処する。

第245条 (電気) この章の罪については、電気は、財物と見なす。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=140AC0000000045>

電子計算機損壊等業務妨害

— 1987年 —

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、**電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。**

2 前項の罪の未遂は、罰する。

- 第二百三十四条は、威力業務妨害に関すること

電磁的記録不正作出及び供用

電磁的記録不正作出及び供用

第六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

- 第六十一条は、偽造私文書等行使に関すること

支払用カード電磁的記録に関する罪

支払用カード電磁的記録に関する罪

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第六十三條の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。

2 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。

3 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。

● 第六十三條は、偽造有価証券行使等に関すること

支払用カード電磁的記録に関する罪

支払用カード電磁的記録に関する罪

(不正電磁的記録カード所持)

第百六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

支払用カード電磁的記録に関する罪

支払用カード電磁的記録に関する罪

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第六十三條の四 第六十三條の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。

2 不正に取得された第六十三條の二第一項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

3 第一項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。
(未遂罪)

第六十三條の五 第六十三條の二及び前條第一項の罪の未遂は、罰する。

情報は窃盗の対象になるか

- ① 美術館で鑑賞中に、たまたま来た有料の美術館ツアーの一団のそばで、その説明を聞く。
- ② 図書館でレポートに役立ちそうな内容の本の一部をコピーする。
- ③ アルバイト先の重要情報を、競合他社に売る。
- ④ 大工に弟子入りし、技術を身につけ、独立する。

3 番目以外は、直接的には窃盗とされない。

著作権法

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、**その営利を目的としない事業**として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて**著作物を複製することができる。**

https:

//elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048

情報技術に特化した法律

- 不正アクセス防止法
- 電子署名法
- 個人情報保護法

不正アクセス防止法

- 不正アクセスの定義
- 不正アクセスの禁止
- ID の不正使用
- セキュリティホールを突いた攻撃

https:

//elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000128

目的

第一条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

— 第二条 4 —

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

— 第二条 4 —

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その**制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為**（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その**制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為**

電子署名法

- 電子署名を署名や捺印と同様に扱う

目的

第一条 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、**電子署名の円滑な利用の確保**による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

https:

[//elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000102](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000102)

電磁的記録の真正な成立の推定

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について**本人による電子署名**（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

個人情報保護法

目的

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、**個人情報の適正な取扱い**に関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057

個人情報保護の基本原則

- 利用目的の制限
- 適正な方法による取得
- 内容の正確性の担保
- 安全管理の実施
- 透明性の確保

Verne 条約

著作権に関する国際条約。1886年締結。日本は1899年加盟。

- 著作者の自然権であり、何人も犯すことができない
- 著作者に排他的権利を認める
- 著作権は一定期間に限定する
- 著作権は、著作物発生と同時に生じる

広義の著作権

- 知的財産権は、著作権と特許等の産業財産権に分類される
- 著作権は、著作権の本体と著作隣接権に分けられる

著作権保護の対象となるもの

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- 事実やデータは保護の対象外
- アイディアなど、未だ表現されていないものは対象外
- 工業製品も対象外
- 演劇、建築、地図、映画、写真、プログラムは対象となる

著作権保護の対象とならないもの

- 国や地方自治体、独立行政法人が発する、告示、訓示、通達、法律
- 裁判所の判決、決定、命令
- 著作者の死後70年を経過したもの
- 事実の伝達に過ぎないもの
- 表現となっていないアイデア
- 創作性が認められないもの

著作権

権利の分類	
著作者人格権 精神的権利	公表権 氏名表示権 同一性保持権
著作財産権 財産的利益を受ける権利	複製権 上映権 上演権 公衆送信権 頒布権 その他

著作隣接権

権利の分類	
演奏家の権利 レコード製作者の権利 放送事業者の権利 有線放送事業者の権利	録音権 録画権 放送権 有線放送権 複製権 再放送権 送信可能化権 譲渡権 貸与権 その他

著作権法

- 2018年改定
 - 情報技術への対応: (第30条の4、第47条の4、第47条の5)
 - 教育の情報化: 第35条
 - アーカイブ利用促進: 第31条、第47条、第67条

https:

[//elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048)

目的

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

情報技術に関する記述

第二条の二十 **技術的保護手段** 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号、第一百三十三条第七項並びに第二百二十条の二第一号及び第四号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 **技術的利用制限手段** 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六項において同じ。）を制限する手段（著作権者等の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

学校その他の教育機関における複製等

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において**教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には**、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、**同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払**なければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

Creative Commons

- 著作物は活用されて価値が高まる
- インターネット時代のための新しい著作権ルール

<https://creativecommons.jp/>

課題

クリエイティブ・コモンズのライセンスについて調べなさい。